

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		加古川市					
プ ラ ン の 名 称		加古川市民病院改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 3 月 10 日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ~ 平成 25 年度					
病院の現状	病 院 名	加古川市民病院					
	所 在 地	加古川市米田町平津384番地の1					
	病 床 数	411床(うち一般病床405床、感染症病床6床)					
	診 療 科 目	内科、精神・神経科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付[添付省略]		<p>小児・周産期・救急(特に小児救急)医療を提供する。</p> <p>脳腫瘍・脳血管疾患等の高度医療や最先端の機器を用いたがん診断・治療等の先進医療を提供する。</p> <p>地域医療機関との機能分化・連携の推進を図る。</p> <p>臨床研修病院として、地域医療の担い手となる優れた指導医の確保・育成を図る。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		総務省から示される繰出基準(役割に該当するもの)の範囲内で、一般会計と協議しながら適正な繰入を行う。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	100.7	90.2	84.5	90.7	97.7	
	職員給与費対医業収益比率(%)	44.6	50.0	54.0	48.9	44.4	
	病床利用率(%)	88.7	83.9	80.1	85.8	92.0	
	資金不足額比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	減価償却前経常収支比率(%)	106.9	95.6	94.6	101.0	108.1	
	患者1人1日当たり収入額(入院)	42,502	43,967	44,886	47,464	50,313	単位:円
	患者1人1日当たり収入額(外来)	13,705	13,464	14,261	14,915	15,900	単位:円
上記目標数値設定の考え方		<p>医師の減少が著しい内科で22年度以降回復するものとして収支を推計。これに加え、20年10月竣工の中央診療棟が23年度にフル稼働するものとして、収益及び支出の増加を見込んだ。また、繰入金については、一般会計も厳しい財政状況にあることから、ほぼ20年度並で推移するものとして推計し、黒字化は20年度に購入した大型放射線機器の減価償却が終わる27年度を見込んでいる。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:27年度)</p>					

				団体名 (病院名)	加古川市 (加古川市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
1日平均患者数(入院)		311	295	281	301	323	
1日平均患者数(外来)		996	921	810	877	938	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	医事業務、給食業務、物品業務、滅菌業務等の委託化を平成19年度までに導入済み。					
	事業規模・形態の見直し	地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人への移行を検討(平成24年度末までに結論を得る)					
	経費削減・抑制対策	ジェネリック医薬品の使用の拡充(21年度から)					
	収入増加・確保対策	PET-CT、リニアック、CT、MRI等の放射線機器の検査・治療件数を増加させる。(20年度から) 手術件数を増加させる(20年度から) 一般病棟7対1入院基本料の施設基準の導入する。(20年度から) 小児入院医療管理料1の施設基準を取得する。(23年度までに)					
その他	諸手当の改善や医療クラークの採用、院内保育園の開設により、医師の処遇・職場改善を行うことにより医師の確保に努める。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	96.2 %	18年度	97.8 %	19年度	88.7 %
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成20年10月に、手術件数の増加やがん治療・検査を充実するために中央診療棟を建設し、手術室を3室増設し8室に、またICU(6床)、HCU(8床)を新設するとともに、リニアックやPET-CT等の放射線機器を導入した。					

団体名 (病院名)	加古川市 (加古川市民病院)
--------------	----------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	県立加古川病院、県立がんセンター 加古川市民病院、明石市立市民病院、高砂市民病院 (明石医療センター)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	兵庫県では、東播磨医療圏域においては、保健医療計画との整合性を図りながら、引き続き各公立病院等の役割の明確化を図るとともに、地域連携クリティカルパスの推進によるネットワーク化(機能分担・連携方策)について、平成25年を目途に取り組みこととされている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成22年4月  平成23年度末まで	<内容> 県立加古川病院に感染床病床を新設し、当院の感染床病床(6床)を廃止する。  現在、当地域はそれぞれの病院が特長をもった医療を提供し、一定の機能分担が進んでいる。 今後、東播磨地域医療確保対策圏域会議において検討が進み、再編・ネットワーク化の具体的な計画が上がった段階では、該当する病院との間で検討・協議体制を整備し、結論を取りまとめる。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	「(仮称)加古川市民病院改革プラン実行評価委員会」を設置し、点検・評価を行う。 委員会(予定) 構成員: 市民代表、外部の有識者、病院関係者及び市関係者  病院のホームページ等で公表する。	
点検・評価・公表等	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	毎年10月頃を予定	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	加古川市 (加古川市民病院)
--------------	----------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	8,927	8,648	8,149	7,767	8,775	9,987
	(1) 料 金 収 入	8,485	8,185	7,741	7,400	8,392	9,586
	(2) そ の 他	442	463	408	367	383	401
	うち他会計負担金	152	182	156	156	156	156
	2. 医 業 外 収 益	468	440	372	393	359	351
	(1) 他会計負担金・補助金	307	251	243	266	256	248
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	18	22	23	8	6	6
	(3) そ の 他	143	167	106	119	97	97
	経 常 収 益 (A)	9,395	9,088	8,521	8,160	9,134	10,338
	入	1. 医 業 費 用 b	8,855	8,585	8,820	9,168	9,605
(1) 職 員 給 与 費 c		3,883	3,858	4,072	4,194	4,290	4,437
(2) 材 料 費		2,845	2,766	2,649	2,277	2,635	3,042
(3) 経 費		1,345	1,416	1,506	1,637	1,615	1,575
(4) 減 価 償 却 費		517	523	540	1,030	1,035	1,022
(5) そ の 他		265	22	53	30	30	30
2. 医 業 外 費 用		415	442	631	484	471	476
(1) 支 払 利 息		197	184	197	245	227	214
(2) そ の 他		218	258	434	239	244	262
経 常 費 用 (B)		9,270	9,027	9,451	9,652	10,076	10,582
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	125	61	930	1,492	942	244	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	64	40	55	50	50	50
	特別損益 (D) - (E) (F)	64	40	55	50	50	50
純 損 益 (C) + (F)	61	21	985	1,542	992	294	
累 積 欠 損 金 (G)	3,494	3,473	4,458	6,000	6,992	7,286	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	4,789	5,138	3,278	2,533	2,043	2,249
	流 動 負 債 (イ)	759	826	481	467	501	540
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
	不良債務 (オ)	0	0	0	0	0	0
差引 $\{(イ)-(エ)\} - \{(ア)-(ウ)\}$	0	0	0	0	0	0	
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )	547	282	1,515	731	524	167	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	101.3	100.7	90.2	84.5	90.7	97.7	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	100.8	100.7	92.4	84.7	91.4	98.8	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	43.5	44.6	50.0	54.0	48.9	44.4	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	0	0	0	0	0	0	
病 床 利 用 率	97.8	88.7	83.9	80.1	85.8	92.0	

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	加古川市 (加古川市民病院)
--------------	----------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分							
収 入	1. 企業債	261	1,283	4,185	122	105	105
	2. 他会計出資金	342	329	293	317	522	490
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	5	11	0	0	0
	7. その他	2	2	2	2	2	2
	収入計 (a)	605	1,619	4,491	441	629	597
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	605	1,619	4,491	441	629	597	
支 出	1. 建設改良費	346	1,261	4,851	143	115	115
	2. 企業債償還金	537	624	503	558	965	898
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	3	3	3	5	5	5
	支出計 (B)	886	1,888	5,357	706	1,085	1,018
差引不足額 (B) - (A) (C)	281	269	866	265	456	421	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	281	269	866	265	456	421
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	281	269	866	265	456	421
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( 0) 459,026	( 0) 432,970	( 0) 399,228	( 0) 421,903	( 0) 411,903	( 0) 403,903
資本的収支	( 0) 342,271	( 0) 329,193	( 0) 292,606	( 0) 317,433	( 0) 521,924	( 0) 489,884
合計	( 0) 801,297	( 0) 762,163	( 0) 691,834	( 0) 739,336	( 0) 933,827	( 0) 893,787

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

加古川市

一般会計における経費負担の考え方

総務省通知の繰出基準のうち加古川市民病院の役割に該当する次の項目について、その基準内で一般会計と協議しながら繰入を行う。

項 目	繰出しの基準
1 病院の建設改良に要する経費	建設改良費及び企業債元利償還金の2分の1
2 周産期医療に要する経費	周産期医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
3 小児医療に要する経費	小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
4 院内保育所の運営に要する経費	院内保育所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
5 救急医療の確保に要する経費	救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額
6 高度医療に要する経費	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
7 保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
8 研究研修に要する経費	医師、看護師等の研究研修に要する経費の2分の1